09892P-00

2022 年度版

11年連続 TAC出版の社労士本は売上No.1

よくわかる社労士

合格するための

過去10年本試験問題集

4 国年・厚年

TAC社会保険労務士講座 編著

合格テキストに完全準拠!

TAC 社労士講座 上級本科生/上級演習本科生 公式教材

科目別 項目別

過去問10年分で知識を完璧に!

1肢ごとにわかりやすい解説つきで知識が深まる!

しかも! 速習に便利な こたえかくすシート つき!

最新の改正情報は Web で 順次公開!

TAC出版 TAC PUBLISHING Group

はじめに

社労士試験は10科目と出題範囲も広く、また内容もかなり細かくなってきています。その結果、多くの受験生が学習の的を絞れずに困惑しているのが現状ではないでしょうか。ところが、過去10年間の試験問題を子細に分析・検討してみると、各科目とも、内容の類似した、極端な場合には全く同じ問題がくり返し出題されていることがわかります。したがって過去の出題傾向をしっかり把握しておけば、ムダのない的を絞った学習が可能となるわけです。

以上のことを踏まえ本書は、過去10年間の本試験問題を、科目ごとに項目別に「一問一答形式」にまとめました。ここ最近の択一式試験では、「組合せ問題」や正解の個数を選ばせる「個数問題」も出題されていますが、一問一答形式で学習を進めていけば、どのような出題方式にも対応しうる力をつけることができます。また、選択式問題では、本試験の出題形式のまま載せてありますので、実践的な演習が行えます。

さらに、本書の解説においては、過去問を「解く」だけでなく、あわせて確認しておきたい「ポイント」や「プラスα」の知識も充実させました。また、同シリーズの『合格テキスト』と併用していただくと、より学習効果が高まります。

以上のような特徴をもった本書を学習することにより、「社労士本試験において何が求められているか」を明確につかむことができ、自信をもって本試験に臨むことができるはずです。

受験生の皆さんが本書を利用され、限られた学習時間を少しでも有効に活用されて、所期の志を達成されることを心よりお祈りいたします。

2021年９月

TAC社会保険労務士講座
教材制作チーム一同

本書は、2021年９月10日現在において公布され、かつ、2022年本試験実施要項が発表されるまで施行されることが確定しているものに基づいて作成しております。

なお、2021年９月11日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが、施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、2022年２月上旬より、小社ホームページにて「法改正情報」を順次公開いたします。

TAC出版書籍販売サイト「サイバーブックストア」
https://bookstore.tac-school.co.jp

本書の構成と効果的な活用法

本書の構成要素

令和３年度の本試験問題を各項目の冒頭に掲載し、最新の本試験傾向が把握しやすい構成となっています。
その他は年度に関係なく、同シリーズの『合格テキスト』にあわせた順に掲載しています。

【問題のレベル表示の見方】

✱キホンマーク

✱マークのある問題は、テキストを一読した直後に取り組みやすいキホン問題です。
いきなり10年分は、ハードルが高いと感じる方は、まずはこのマークがある問題から進めていきましょう。

難問マーク

この問題は、最初は解けなくても不安になる必要はありません。解説をみて、最終的に解けるようになることを目標に進めていきましょう。

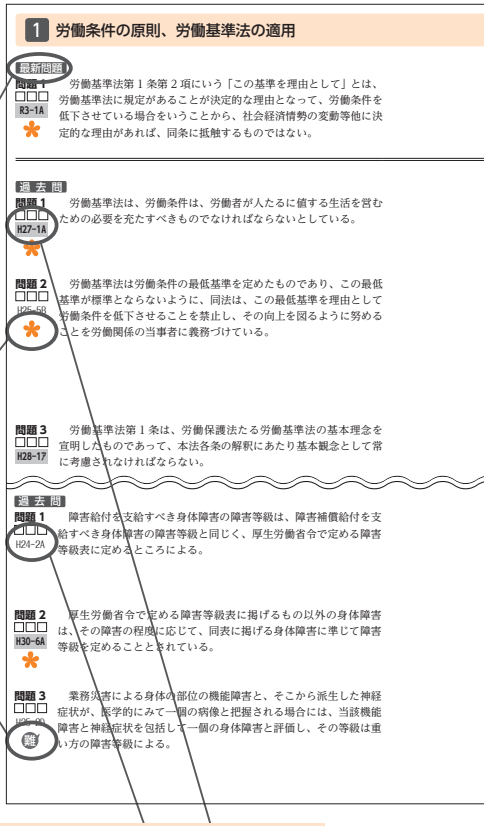

【出題年度と問題番号の見方】

全問、出題年度と問題番号つきです。年度マークの見方は次のとおりです。

H30-1A　平成30年の択一式、問１のＡ肢で出題
H30-選　平成30年の選択式で出題

※出題年度・問題番号に「改」と表示している問題は、法改正等により、一部改題が入っているものです。

なお、出題年度によって、年度マークを太字と細字で分けて表示しています。
令和３年～平成27年の直近７年分は太字で強調（例**H30-1A**）。さらにさかのぼった８～10年前の問題（平成26～24年）は細字（例H25-3D）となっています。

※労働保険の保険料の徴収等に関する法律については、労働者災害補償保険法の問８～10、雇用保険法の問８～10に分けて出題されることから、以下のように表示しています。

H30-災8A　平成30年の択一式、労働者災害補償保険法、問８のＡ肢で出題
H30-雇8A　平成30年の択一式、雇用保険法、問８のＡ肢で出題

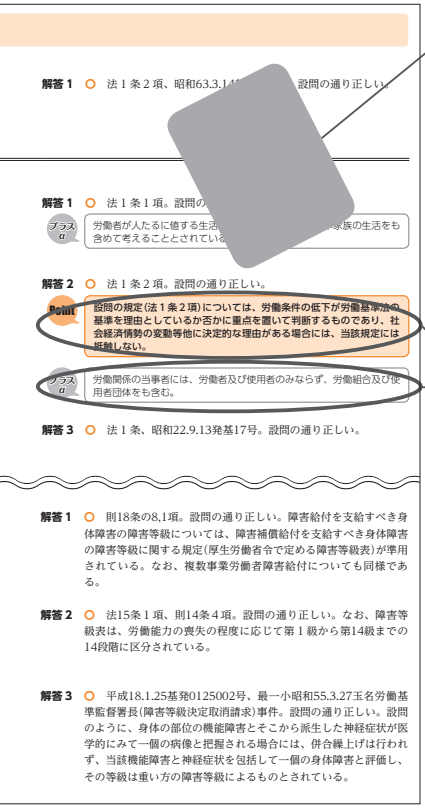

解答1 ○ 法1条2項、昭和63.3.14[illegible]設問の通り正しい。

解答1 ○ 法1条1項。設問の[illegible]

プラスα 労働者が人たるに値する生活[illegible]家族の生活をも含めて考えることとされている。

解答2 ○ 法1条2項。設問の通り正しい。

Point 設問の規定(法1条2項)については、労働条件の低下が労働基準法の基準を理由としているか否かに重点を置いて判断するものであり、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由がある場合には、当該規定には抵触しない。

プラスα 労働関係の当事者には、労働者及び使用者のみならず、労働組合及び使用者団体をも含む。

解答3 ○ 法1条、昭和22.9.13発基17号。設問の通り正しい。

解答1 ○ 則18条の8,1項。設問の通り正しい。障害給付を支給すべき身体障害の障害等級については、障害補償給付を支給すべき身体障害の障害等級に関する規定(厚生労働省令で定める障害等級表)が準用されている。なお、複数事業労働者障害給付についても同様である。

解答2 ○ 法15条1項、則14条4項。設問の通り正しい。なお、障害等級表は、労働能力の喪失の程度に応じて第1級から第14級までの14段階に区分されている。

解答3 ○ 平成18.1.25基発0125002号、最一小昭和55.3.27玉名労働基準監督署長(障害等級決定取消請求)事件。設問の通り正しい。設問のように、身体の部位の機能障害とそこから派生した神経症状が医学的にみて一個の病像と把握される場合には、併合繰上げは行われず、当該機能障害と神経症状を包括して一個の身体障害と評価し、その等級は重い方の障害等級によるものとされている。

付属の「こたえかくすシート」で解答を隠しながら学習することができるので、とても便利です。

【解答の見方】

TACの過去10の解答は、問題の論点をおさえるだけでなく、周辺知識のインプットも効果的に行えるよう、解説にとくにこだわっています。

Point **超重要事項のまとめです。**

プラスα **問題と一緒に確認しておきたい内容です。**

まず1周目は、問題を解き、解答をあわせていくことに専念し、2周目以降は、解説を読みながら、知識の拡充をしていってください。

ここが便利！

過去問検索索引

本書の索引は過去問の番号から該当頁の検索ができるように組み立てられています。解きたい問題がすぐに探し出せて便利です。

効果的な活用法

○受験経験のある方は、年度順に解きましょう！

① まずはR3～H27問題を解く(年度マークが太字の問題)
② 終わったらH26～24問題を解く(年度マークが細字の問題)
③ 間違えた問題を中心によく復習。同シリーズの『合格テキスト』も併用し、全体をマスターしましょう！

○初学者の方は、優先順位の高いものから順に解きましょう！

① ✱マークのある問題から解く
② 次にマークなし問題を解く
③ ①②が確実に解けるようになったら難マークのある問題にチャレンジ！

参考 **学習スケジュールのイメージ**

	～3月	4月～6月	7月、8月
受験経験者	R3～H27(太字)	H26～24(細字)	間違えた問題を中心に繰り返し演習
初学者	✱問題	マークなし 難問題	

よくわかる社労士シリーズの活用法

「よくわかる社労士」シリーズは、社労士試験の完全合格を実現するための、実践的シリーズです。過去10年分の本試験傾向を網羅的につかめる『合格するための過去10年本試験問題集』と、条文ベースの本文で確実に理解することができる『合格テキスト』を中心としたシリーズ構成で、常に変化していく試験傾向にも柔軟に対応できる力を身につけていくことができます。

学習の流れ

過去 10 年分の傾向をくまなくチェック！

『合格するための過去10 年本試験問題集』

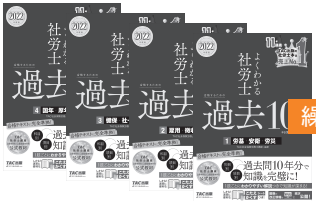

全４冊

テキストで知識定着！理解！

『合格テキスト』

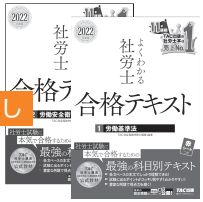

科目別・全 11 冊

繰り返し

本試験形式の予想模試で総仕上げ！

『本試験をあてる TAC 直前予想模試社労士』

社会保険労務士試験の概要

試験概要・実施スケジュール

受験案内配布	４月中旬～
受験申込受付期間	４月中旬～５月下旬(令和３年は４月19日～５月31日) ※郵送にて申込み(令和４年度より「オンライン手続」に変更予定)
試験日程	８月下旬(令和３年は８月22日)
合格発表	10月下旬(令和３年は10月29日)
受験料	15,000円

主な受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学若しくは高等専門学校(５年制)を卒業した者(専攻の学部学科は問わない)
行政書士となる資格を有する者

※詳細は「全国社会保険労務士会連合会試験センター」のホームページにてご確認ください。

試験形式

選択式	８問出題（40点満点〈１問あたり空欄が５つ〉）　解答時間は80分 文章中の５つの空欄に、選択肢の中から正解番号を選び、マークシートに記入します。
択一式	70問出題（70点満点）　解答時間は210分 ５つの選択肢の中から、正解肢をマークシートに記入します。

合格基準

合格基準について、年度により多少の前後がありますが、例年総得点の７割程度となります。それぞれの試験における総得点の基準と、各科目ごとの基準との両方をクリアする必要があります。

参考　令和２年度本試験の合格基準

選択式：総得点25点以上、各科目３点以上（ただし、労務管理その他の労働に関する一般常識、社会保険に関する一般常識及び健康保険法は２点以上）

択一式：総得点44点以上、各科目４点以上

試験科目

科目名	選択式	択一式
労働基準法	２科目 混合問題で１問	７問
労働安全衛生法		３問
労働者災害補償保険法	１問	７問
雇用保険法	１問	７問
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	なし	６問
労務管理その他の労働に関する一般常識	１問	10問
社会保険に関する一般常識	１問	
健康保険法	１問	10問
厚生年金保険法	１問	10問
国民年金法	１問	10問

過去５年間の受験者数・合格者数の推移

年　度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
受験申込者数	51,953人	49,902人	49,582人	49,570人	49,250人
受験者数	39,972人	38,685人	38,427人	38,428人	34,845人
合格者数	1,770人	2,613人	2,413人	2,525人	2,237人
合格率	4.4%	6.8%	6.3%	6.6%	6.4%

詳細の受験資格や受験申込み及びお問合せは
「全国社会保険労務士会連合会試験センター」へ
http://www.sharosi-siken.or.jp

● CONTENTS ●

○はじめに／iii　○本書の構成と効果的な活用法／iv
○よくわかる社労士シリーズの活用法／vi　○社会保険労務士試験の概要／vi

1　国年（国民年金法）

1　目的、権限の委任等…… 4
2　定義…… 6
3　被保険者の種類…… 12
4　資格の得喪…… 24
5　期間計算等…… 30
6　届出…… 32
7　国民年金原簿等…… 42
8　国庫負担…… 46
9　基礎年金拠出金…… 48
10　保険料…… 50
11　保険料の免除…… 60
12　追納…… 70
13　滞納に対する措置…… 74
14　給付の種類及び裁定…… 76
15　老齢基礎年金－支給要件等…… 76
16　保険料納付済期間及び保険料免除期間…… 78
17　合算対象期間…… 80
18　老齢基礎年金－年金額…… 84
19　老齢基礎年金－支給の繰上げ・繰下げ…… 94
20　老齢基礎年金－失権等…… 102
21　障害基礎年金－支給要件等…… 102
22　障害基礎年金－併合認定…… 110
23　障害基礎年金－年金額…… 112
24　障害基礎年金－支給停止及び失権…… 116
25　遺族基礎年金－支給要件等…… 120
26　遺族基礎年金－年金額…… 128
27　遺族基礎年金－支給停止及び失権…… 132
28　付加年金…… 138
29　寡婦年金…… 140
30　死亡一時金…… 144

31　脱退一時金…… 154
32　年金額の改定…… 158
33　支給期間・未支給年金・受給権の保護等…… 160
34　内払処理・充当処理…… 170
35　併給調整…… 172
36　給付制限等…… 176
37　国民年金事業の運営改善に関する規定…… 178
38　国民年金基金－基金の業務・設立等…… 180
39　国民年金基金－管理・解散、合併及び分割…… 180
40　国民年金基金－加入員・費用の負担・給付の水準…… 184
41　国民年金基金連合会…… 190
42　不服申立て…… 190
43　時効等…… 194
44　雑則・罰則…… 196
★　選択式…… 198

2　厚年（厚生年金保険法）

1　目的、権限の委任等…… 218
2　適用事業所…… 222
3　当然被保険者等…… 228
4　任意単独被保険者…… 234
5　高齢任意加入被保険者…… 236
6　資格の得喪の確認・期間計算等…… 240
7　届出等…… 242
8　訂正の請求等…… 256
9　標準報酬－定義…… 258
10　標準報酬月額…… 260
11　標準報酬月額の決定・改定…… 262
12　養育期間中の標準報酬月額の特例…… 268
13　標準賞与額…… 270
14　保険料…… 272
15　本来の老齢厚生年金－支給要件等及び失権…… 284
16　本来の老齢厚生年金－年金額…… 284
17　65歳以後の在職老齢年金（高在老）…… 296
18　本来の老齢厚生年金－支給の繰下げ・繰上げ…… 300
19　特別支給の老齢厚生年金－支給要件及び失権…… 304

20　特別支給の老齢厚生年金－支給開始年齢…… 308
21　特別支給の老齢厚生年金－年金額…… 312
22　65歳未満の在職老齢年金（低在老）…… 314
23　失業等給付との調整…… 316
24　繰上げ支給の老齢基礎年金との調整…… 322
25　障害厚生年金－支給要件等…… 324
26　障害厚生年金－併合認定…… 328
27　障害厚生年金－年金額…… 332
28　障害厚生年金－支給停止及び失権…… 338
29　障害手当金…… 340
30　遺族厚生年金－支給要件等…… 344
31　遺族厚生年金－年金額…… 352
32　遺族厚生年金－支給停止等…… 360
33　遺族厚生年金－失権…… 364
34　脱退一時金及び脱退手当金等…… 370
35　厚生年金保険事業の財政…… 376
36　支給期間等…… 376
37　内払処理・充当処理…… 382
38　併給調整…… 384
39　給付制限等…… 388
40　合意分割の請求等…… 392
41　合意分割の効果…… 394
42　３号分割の請求…… 400
43　不服申立て…… 406
44　時効等…… 406
45　雑則・罰則…… 408
46　存続厚生年金基金…… 412
★　選択式…… 414

○過去問検索索引／ 434

1　国年
（国民年金法）

凡　例

法	→国民年金法
法附則	→国民年金法附則
(60)法附則	→昭和60年改正法附則
(６)法附則	→平成６年改正法附則
(12)法附則	→平成12年改正法附則
(16)法附則	→平成16年改正法附則
(23)法附則	→平成23年改正法附則
(24)法附則	→平成24年改正法附則
(25)法附則	→平成25年改正法附則
(26)法附則	→平成26年改正法附則
令	→国民年金法施行令
措置令	→国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
整備政令	→公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
改定率改定令	→国民年金法による改定率の改定等に関する政令
則	→国民年金法施行規則
厚年法	→厚生年金保険法

国年：目次

1　目的、権限の委任等…… 4
2　定義…… 6
3　被保険者の種類…… 12
4　資格の得喪…… 24
5　期間計算等…… 30
6　届出…… 32
7　国民年金原簿等…… 42
8　国庫負担…… 46
9　基礎年金拠出金…… 48

10　保険料……50
11　保険料の免除……60
12　追納……70
13　滞納に対する措置……74
14　給付の種類及び裁定……76
15　老齢基礎年金－支給要件等……76
16　保険料納付済期間及び保険料免除期間……78
17　合算対象期間……80
18　老齢基礎年金－年金額……84
19　老齢基礎年金－支給の繰上げ・繰下げ……94
20　老齢基礎年金－失権等……102
21　障害基礎年金－支給要件等……102
22　障害基礎年金－併合認定……110
23　障害基礎年金－年金額……112
24　障害基礎年金－支給停止及び失権……116
25　遺族基礎年金－支給要件等……120
26　遺族基礎年金－年金額……128
27　遺族基礎年金－支給停止及び失権……132
28　付加年金……138
29　寡婦年金……140
30　死亡一時金……144
31　脱退一時金……154
32　年金額の改定……158
33　支給期間・未支給年金・受給権の保護等……160
34　内払処理・充当処理……170
35　併給調整……172
36　給付制限等……176
37　国民年金事業の運営改善に関する規定……178
38　国民年金基金－基金の業務・設立等……180
39　国民年金基金－管理・解散、合併及び分割……180
40　国民年金基金－加入員・費用の負担・給付の水準……184
41　国民年金基金連合会……190
42　不服申立て……190
43　時効等……194
44　雑則・罰則……196
★　選択式……198

国年：択一式出題ランキング

1位　被保険者の種類（33問）
2位　保険料（29問）
3位　届出（27問）

1 目的、権限の委任等

最新問題

問題 1
□□□
R3-6C

死亡一時金の給付を受ける権利の裁定の請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務は、市町村長(特別区の区長を含む。)が行う。また当該請求を行うべき市町村(特別区を含む。以下本問において同じ。)は、当該請求者の住所地の市町村である。

過去問

問題 1
□□□
H26-7A
✱

国民年金は、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとされ、国民年金法に基づくすべての給付は保険原理により行われる。

問題 2
□□□
H30-3E
✱

国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律によって組織された共済組合、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団に行わせることができる。

問題 3
□□□
H28-4オ

任意加入の申出の受理に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されており、当該申出の受理及び申出に係る事実についての審査に関する事務は、日本年金機構が行うものとされていて、市町村長がこれを行うことはできない。

解答 1 ○ 令１条の2,3号ヘ、則62条。設問の通り正しい。

解答 1 × 法２条、法30条の４、法85条１項、法94条の2,1項、２項。国民年金は、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとされている。国民年金法の給付には、無拠出制の20歳前傷病による障害基礎年金があり、また、法所定の国庫負担や厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等による基礎年金拠出金の納付や負担が行われているため、すべての給付が保険原理により行われているわけではない。

解答 2 ○ 法３条２項。設問の通り正しい。

解答 3 × 法３条３項、法109条の4,1項１号、令１条の２。設問の申出の受理及び申出に係る事実についての審査に関する事務は、市町村長が行うこととされている。

問題 4
□□□
H29-10E

日本国籍を有し、日本国内に住所を有しない国民年金の任意加入被保険者に係る諸手続の事務は、国内に居住する親族等の協力者がいる場合は、協力者が本人に代わって行うこととされており、その手続きは、本人の日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所又は市町村長(特別区の区長を含む。)に対して行うこととされている。なお、本人は日本国内に住所を有したことがあるものとする。

問題 5
□□□
H30-4B

日本年金機構が滞納処分等を行う場合は、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、日本年金機構が定め、厚生労働大臣の認可を受けた滞納処分等実施規程に従って、徴収職員に行わせなければならない。

問題 6
□□□
R元-1イ

国民年金法第10章「国民年金基金及び国民年金基金連合会」に規定する厚生労働大臣の権限のうち国民年金基金に係るものは、厚生労働省令の定めるところにより、その一部を地方厚生局長に委任することができ、当該地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

2 定義

最新問題

問題 1
□□□
R3-6E

保険料の一部免除の規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき、その残余の額が納付又は徴収された期間、例えば半額免除の規定が適用され免除されない残りの部分(半額)の額が納付又は徴収された期間は、保険料納付済期間ではなく保険料半額免除期間となる。

解答 4 ○ 令２条１項、平成21.12.28厚労告528号、平成19.6.29庁保険発第0629002号。設問の通り正しい。

解答 5 ○ 法109条の7,1項、法109条の6,1項。設問の通り正しい。滞納処分(国税滞納処分の例による処分)等に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されているが、日本年金機構が滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。この滞納処分等実施規程は、日本年金機構が定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととされている。

解答 6 ○ 法142条の2。設問の通り正しい。

解答 1 ○ 法５条４項、５項、６項。設問の通り正しい。

過去問

問題 1
□□□
H28-7D

保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由がある被保険者からの申請に基づいて、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、すでに納付されたものを除き、その一部の額を納付することを要しないものとすることができるが、当該保険料につきその残余の額が納付されたものに係る被保険者期間(追納はされていないものとする。)は、保険料納付済期間とされない。

問題 2
□□□
H28-7E

第 1 号被保険者が保険料を滞納し、滞納処分により徴収された金額が保険料に充当された場合、当該充当された期間は、保険料納付済期間とされる。なお、充当された期間は、保険料の一部の額を納付することを要しないものとされた期間ではないものとする。

問題 3
□□□
H24-7C

保険料納付済期間には、督促及び滞納処分により保険料が納付された期間を含む。

問題 4
□□□
H24-7E

保険料納付済期間には、保険料の一部免除の規定により、その一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき、その残余の額が納付又は徴収されたものは含まない。

問題 5
□□□
H28-1オ

国民年金法第 5 条第 3 項に規定される保険料全額免除期間には、学生納付特例の規定により保険料を納付することを要しないとされた期間(追納された保険料に係る期間を除く。)は含まれない。

問題 6
□□□
R2-5B

保険料全額免除期間とは、第 1 号被保険者としての被保険者期間であって、法定免除、申請全額免除、産前産後期間の保険料免除、学生納付特例又は納付猶予の規定による保険料を免除された期間(追納した期間を除く。)を合算した期間である。

解答 1 ○ 法５条１項、法90条の2,1項３号、２項３号、３項３号。設問の通り正しい。

解答 2 ○ 法５条１項。設問の通り正しい。

解答 3 ○ 法５条１項。設問の通り正しい。督促及び滞納処分の規定により徴収された保険料に係る期間も、保険料納付済期間とされる。

解答 4 ○ 法５条１項。設問の通り正しい。例えば、第１号被保険者が、保険料４分の１免除期間について、免除される額（４分の１の部分）以外の残りの額（４分の３の部分）の保険料を納付した期間は、保険料を納付した期間ではあるが、保険料納付済期間には含まれず、保険料４分の１免除期間とされる。

解答 5 × 法５条３項。法第５条第３項の保険料全額免除期間には、学生納付特例の規定により保険料を納付することを要しないとされた期間（追納された保険料に係る期間を除く。）も含まれる。

解答 6 × 法５条１項、３項、(16)法附則19条４項、(26)法附則14条３項。国民年金法における保険料全額免除期間に、「産前産後期間の保険料免除」の規定により保険料を免除された期間は含まれない。国民年金法において、産前産後期間の保険料免除に係る被保険者期間は、保険料納付済期間とされる。

問題 7
□□□
H24-7D

保険料全額免除を受けた期間のうち保険料を追納した期間は、保険料納付済期間とされる。

問題 8
□□□
H25-4改
難

国民年金法第５条第７項に定める「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」（いわゆる事実婚関係にある者）の認定基準及び認定の取扱いに関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、①当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、②当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること、の要件を備えることを要する。

B　当該内縁関係が反倫理的な内縁関係である場合については、原則としてこれを事実婚関係にある者とは認定しない。

C　離婚の届出がなされ、戸籍簿上も離婚の処理がなされているにもかかわらず、その後も事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、その者の状態が所定の要件に該当すれば、これを事実婚関係にある者として認定する。

D　届出による婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係にあり、届出による婚姻関係において、一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われておらず、その状態がおおむね５年程度以上継続しているときは、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとみなし、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定する。

E　内縁関係が重複している場合については、先行する内縁関係がその実体を全く失ったものとなっているときを除き、先行する内縁関係における配偶者を事実婚関係にある者として認定する。

解答 7 ○ 法５条３項、法94条４項。設問の通り正しい。

プラスα

追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなされる。

解答 8 **正解　D**

A ○ 平成23.3.23年発0323第１号。設問の通り正しい。

B ○ 平成23.3.23年発0323第１号。設問の通り正しい。設問Aの要件を満たす場合であっても、当該内縁関係が反倫理的な内縁関係である場合、すなわち、民法第734条（近親婚の制限）、同法第735条（直系姻族間の婚姻禁止）又は同法第736条（養親子関係者間の婚姻禁止）の規定のいずれかに違反することとなるような内縁関係にある者については、原則として、これを事実婚関係にある者とは認定しないものとする。

C ○ 平成23.3.23年発0323第１号。設問の通り正しい。離婚の届出がなされ、戸籍簿上も離婚の処理がなされているにもかかわらず、その後も事実上婚姻関係と同様の事情にある者の取扱いについては、その者の状態が設問Aの認定の要件に該当すれば、これを事実婚関係にある者として認定するものとする。

D × 平成23.3.23年発0323第１号。「おおむね５年程度以上」を「おおむね10年程度以上」に置き換えると正しい記述となる。

Point

届出による婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係にある場合の取扱いについては、原則として、届出による婚姻関係を優先するが、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定するものとする。「一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき」等に該当する場合には、この「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」に該当するものとして取り扱うこととする。

E ○ 平成23.3.23年発0323第１号。設問の通り正しい。

3 被保険者の種類

最新問題

問題 1 □□□ R3-3C

日本の国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において１年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うものは、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であっても第１号被保険者とならない。

問題 2 □□□ R3-3B

老齢厚生年金を受給する66歳の厚生年金保険の被保険者の収入によって生計を維持する55歳の配偶者は、第３号被保険者とはならない。

問題 3 □□□ R3-3D

第２号被保険者の被扶養配偶者であって、観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する日本国内に住所を有しない20歳以上60歳未満の者は、第３号被保険者となることができる。

問題 4 □□□ R3-5A

年間収入が280万円の第２号被保険者と同一世帯に属している、日本国内に住所を有する年間収入が130万円の厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害の状態にある50歳の配偶者は、被扶養配偶者に該当しないため、第３号被保険者とはならない。

問題 5 □□□ R3-3E

昭和31年４月１日生まれの者であって、日本国内に住所を有する65歳の者（第２号被保険者を除く。）は、障害基礎年金の受給権を有する場合であっても、特例による任意加入被保険者となることができる。なお、この者は老齢基礎年金、老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有していないものとする。

解答 1 ○ 法７条１項１号、則１条の2,2号。設問の通り正しい。

解答 2 ○ 法７条１項２号、３号、法附則３条。設問の通り正しい。老齢厚生年金を受給する66歳の厚生年金保険の被保険者は第２号被保険者ではないため、この者の配偶者は第３号被保険者とならない。

解答 3 ○ 法７条１項３号、則１条の3,3号。設問の通り正しい。

解答 4 × 法７条２項、令４条、昭61.3.31庁保発13号。設問の配偶者は、被扶養配偶者に該当するため、第３号被保険者となる。

解答 5 ○ (6)法附則11条１項１号、(16)法附則23条１項１号。設問の通り正しい。

過去問

問題 1
□□□
R元-5A

被保険者の資格として、第１号被保険者は国籍要件、国内居住要件及び年齢要件のすべてを満たす必要があるのに対し、第２号被保険者及び第３号被保険者は国内居住要件及び年齢要件を満たす必要があるが、国籍要件を満たす必要はない。

問題 2
□□□
H25-5ア
難

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の外国人で第２号及び第３号被保険者に該当しない者のうち、適法に３か月を超えて在留する者であって住民基本台帳に記録された者は、第１号被保険者として適用を受ける。

問題 3
□□□
H25-5イ
難

外国人で住民基本台帳に記録されない短期滞在者については、日本国内に住所を有することが明らかになった者であっても第１号被保険者としては適用されない。

問題 4
□□□
H25-5ウ

外国人である第１号被保険者が日本国内に住所を有しなくなったときの資格喪失年月日は、原則として、出国の日とする。

問題 5
□□□
H25-2エ改

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であっても、厚生年金保険法に基づく遺族給付の受給権者は、第１号被保険者とはならない。

解答 1 ×　法７条１項。第１号被保険者について、国籍要件は問われない。また、第２号被保険者は国内居住要件を問われず、原則として、年齢要件も問われない。

解答 2 ○　法７条１項１号、平成24.6.14年国発0614第１号、年管管発0614第２号。設問の通り正しい。日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の外国人で第２号被保険者及び第３号被保険者に該当しない者は、適用除外に該当しない限り、第１号被保険者となるが、その事務の取扱いは、原則として住民基本台帳法に規定する外国人住民であって住民基本台帳に記録された者を対象者とする。なお、適法に３月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は住民基本台帳法の適用対象とされるが、当該住民基本台帳法の適用対象となった者であっても、則１条の２に規定される者(医療滞在ビザで滞在する者や観光・保養を目的とするロングステイビザで滞在する者)は、第１号被保険者とはならない。

解答 3 ×　法７条１項１号、平成24.6.14年国発0614第１号、年管管発0614第２号。原則は、**解答 2** の通りであるが、外国人で住民基本台帳に記録されない短期滞在者等のうち、日本国内に住所を有することが明らかとなった者についても第１号被保険者の適用の対象とする。

解答 4 ×　法９条２号、平成24.6.14年国発0614第１号、年管管発0614第２号。外国人である第１号被保険者が日本国内に住所を有しなくなったときの資格喪失年月日は、原則として、出国の日の翌日とする。

解答 5 ×　法７条１項１号。厚生年金保険法に基づく遺族給付の受給権者であっても、他の要件を満たしていれば、第１号被保険者となる。

プラスα

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であっても、厚生年金保険法に基づく**老齢給付等**を受けることができる者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者は、第１号被保険者とならない。

問題 6
□□□
H24-5E

第２号被保険者の被扶養配偶者と認められる場合であっても、20歳以上の大学生は、第３号被保険者ではなく第１号被保険者としての適用を受け、学生の保険料納付特例の対象になる。

問題 7
□□□
H29-10C

20歳未満の厚生年金保険の被保険者は、国民年金の第２号被保険者となる。

問題 8
□□□
H26-7C改

65歳以上の厚生年金保険の被保険者は、老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有していなくても、障害を支給事由とする年金給付の受給権を有していれば、第２号被保険者とならない。

問題 9
□□□
H27-1E

厚生年金保険の在職老齢年金を受給する65歳以上70歳未満の被保険者の収入によって生計を維持する20歳以上60歳未満の配偶者は、第３号被保険者とはならない。

問題10
□□□
H25-21改

厚生年金保険の高齢任意加入被保険者は国民年金の第２号被保険者であり、当該高齢任意加入被保険者の収入により生計を維持し、日本国内に住所を有する配偶者(第２号被保険者である者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。)のうち20歳以上60歳未満の者は、第３号被保険者となる。

問題11
□□□
H27-1D

日本国内に住所を有しない20歳以上60歳未満の外国籍の者は、第２号被保険者の被扶養配偶者となった場合でも、第３号被保険者とはならない。

解答６ ×　法７条１項１号、３号。設問の者は第３号被保険者となるため、学生納付特例の対象とはされない。

解答７ ○　法７条１項２号。設問の通り正しい。

解答８ ×　法７条１項２号、法附則３条。65歳以上の厚生年金保険の被保険者は、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を有していなければ、障害を支給事由とする年金給付の受給権を有していても、第２号被保険者となる。

解答９ ○　法７条１項２号、３号、法附則３条。設問の通り正しい。65歳以上で在職老齢年金を受給する厚生年金保険の被保険者は第２号被保険者ではないため、その者によって生計を維持する20歳以上60歳未満の配偶者は、第３号被保険者とはならない。

解答10 ○　法７条１項２号、３号。設問の通り正しい。

解答11 ×　法７条１項３号、則１条の3,4号。日本国内に住所を有しない20歳以上60歳未満の外国籍の者であっても、第２号被保険者が外国に赴任している間に当該第２号被保険者との身分関係が生じた者であって、「外国に赴任する第２号被保険者に同行する者」と同等と認められるものであれば、第３号被保険者となり得る。
※　出題当時は、第３号被保険者について、国籍要件及び国内居住要件が問われていなかったことから「×」とされていた。

問題12
□□□
H27-7A

第３号被保険者の要件である「主として第２号被保険者の収入により生計を維持する」ことの認定は、健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して、日本年金機構が行う。

問題13
□□□
H28-6A

第３号被保険者が主として第２号被保険者の収入により生計を維持することの認定は、厚生労働大臣の権限とされており、当該権限に係る事務は日本年金機構に委任されていない。

問題14
□□□
R2-8ア
難

被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合におけるその申出の受理及びその申出の承認の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されており、厚生労働大臣が自ら行うことはできない。

問題15
□□□
R2-7A

日本年金機構は、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けなければ、保険料の納付受託者に対する報告徴収及び立入検査の権限に係る事務を行うことができない。

問題16
□□□
R2-8イ改
難

被保険者の資格又は保険料に関する処分に関し、被保険者に対し、出産予定日に関する書類、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であった者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は職員をして被保険者に質問させることができる権限に係る事務は、日本年金機構に委任されているが、厚生労働大臣が自ら行うこともできる。

問題17
□□□
R2-8ウ
難

受給権者に対して、その者の身分関係、障害の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は職員をしてこれらの事項に関し受給権者に質問させることができる権限に係る事務は、日本年金機構に委任されており、厚生労働大臣が自ら行うことはできない。

解答12 ○　法７条２項、令４条。設問の通り正しい。

解答13 ×　法７条２項、法109条の4,1項１号、令４条。設問の認定の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されている。

解答14 ○　法92条の２、法109条の4,1項17号。設問の通り正しい。

解答15 ○　法109条の8,1項。設問の通り正しい。

解答16 ○　法106条１項、法109条の4,1項28号。設問の通り正しい。

解答17 ×　法107条１項、法109条の4,1項29号。設問の権限に係る事務は、厚生労働大臣が自ら行うことができる。

執　筆　者

国民年金法（国年）　……大原　　寛
厚生年金保険法（厚年）　……川島　隆良

2022年度版　よくわかる社労士
合格するための過去10年本試験問題集４　国年・厚年

発行日　2021 年 10 月 10 日
　　初版発行
編著者　TAC株式会社（社会保険労務士講座）
発行者　多田敏男
発行所　TAC株式会社　出版事業部　（TAC出版）
　　〒101-8383　東京都千代田区神田三崎町3-2-18

　　電話（営業）　03-5276-9492
　　FAX　　03-5276-9674
　　https://bookstore.tac-school.co.jp/

© TAC　2021

管理コード　09892P-00

〈ご注意〉
　本書は,「著作権法」によって,著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき,無断で複製（コピー）,転載,改ざん,公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると,著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合,および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には,小社宛許諾を求めてください。